

議案第 22 号

若狭町体験学習臨海休養施設条例の廃止について

若狭町体験学習臨海休養施設条例を廃止する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

若狭町長 渡辺 英朗

提案理由

令和 8 年 4 月 1 日より施設機能を廃止するため、この案を提出する。

若狭町条例第 号

若狭町体験学習臨海休養施設条例を廃止する条例

若狭町体験学習臨海休養施設条例（平成17年若狭町条例第151号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。